

要 望 書

2010年8月20日

厚生労働大臣 長妻 昭 殿

韓国の原爆被爆者を救援する市民の会

会長 市場 淳子

広島支部長 豊永恵三郎

長崎支部長 平野 伸人

560-0003 豊中市東豊中町 4-21-10 電話・FAX 06-6854-7308

在ブラジル・在アメリカ被爆者裁判を支援する会

代表世話人 田村 和之

730-0036 広島市中区袋町 4-25-402 電話・FAX 082-246-8699

ブラジル被爆者平和協会 会長 森田 隆

要望内容：被爆者援護法による援護を在外被爆者に

2010年4月1日から国外からの原爆症認定申請が可能になり、ガン等に冒された身でありながら、渡日という高い壁の前に原爆症認定の申請を断念してきた在外被爆者たちにも、制度的には原爆症認定申請の道がひらかれました。

しかし我々が最初から求めていた被爆者援護法による援護はいまだに在外被爆者には行われていず。法外事業としての、医療保険事業が行われているのみです。外国に住む被爆者は韓国を別として、例えば北米、南米などに居住する被爆者には2年に一度、日本から医師団が派遣され、事前に健診を受けた被爆者に対し医療相談が行われています。しかしその時病気が見つかったも、治療は受けられず。治療は自費で受けなければなりません。

このように被曝後65年たった今も、広島、長崎で被曝した被爆者でありながら、外国に居住権があると言うだけで、日本の被爆者とは違う差別行政を受けています。なぜでしょうか。

広島原爆病院の報告書にもありますように、被爆当時若かった被爆者は今癌年齢に達していて、2015年がピークを迎えると報告されています、日本にいれば年2回一般健診、癌健診を受けられますが、我々は2年に1度だけ健診を受けられるだけです。

今年10月には南米で医師団派遣の健診事業が行われますが、この2年簡にブラジルでは2名の方に癌が見つかり、それも発見が遅れた状態で、もっと早く検査を受けていればと医者に言われていますが、この検査を受けるのも自己負担ですのでおいそれとは行きません。

このような事情を鑑み、1日も早く在外被爆者も、被爆者援護法にのっとった援護が受けられるよう切にお願い致します。